

STOP !

危険ドラッグ

—その疑問、薬剤師が答えます—

<パワーポイント解説>



公益社団法人

日本薬剤師会

公衆衛生委員会

1. 今日は薬物乱用防止啓発活動「STOP! 危険ドラッグ」として、重篤な事件事故によって社会問題ともなっている「危険ドラッグ」についてお話しします。



2. 今までの薬物乱用防止教育の中で未成年の喫煙、飲酒は法律で禁止されていること、また薬物乱用はいかなる年齢においても禁止されていることを学んできました。そうした中で、いま乱用が禁止されている薬物には画面の様な物があり、これらは麻薬5法と呼ばれる法律



- ①麻薬及び向精神薬取締法
- ②大麻取締法
- ③あへん法
- ④覚せい剤取締法
- ⑤麻薬及び向精神薬取締法等の特例法（国際法）

と、⑥毒物及び劇物取締法（シンナー・トルエン）、及び⑦医薬品医療機器等法（旧薬事法）によって規制がされているのはご承知の通りです。しかし最近、一般用医薬品の乱用に対する認識及び啓発等については未だ十分とはいえない状況も見られ、薬物乱用防止の観点からも、エフェドリン類やコデイン類を含有する鎮咳薬や総合感冒薬についての OTC 販売方法等についても徹底するよう、薬剤師は十分に注意していく必要があります。

3. これらの乱用薬物をその効果で分類すると、



- ①アッパー（興奮）系ドラッグ
精神系に対して興奮的な作用、感情の高揚や精神賦活作用などを有するもので、眠気が消え、鋭敏になり、身体が活力に溢れるような状態を期待して使用するもの。
規制薬物では覚せい剤やコカインなどがあり、嗜好品でもコーヒーやお茶等のカフェインは同じような興奮作用がある。
- ②ダウナー（抑制）系ドラッグ
精神系に対して抑制的な作用、陶酔感、鎮静や麻酔作用等を有するもので、落ち着きやのんびりした気持ちを期待して使用するもの。
規制薬物ではアヘン、ヘロイン、大麻、シンナーなどがあり、医薬品成分では睡眠薬や抗不安薬等の乱用も同じような抑制作用を目的として用いられる。
- ③サイケデリック（幻覚）系ドラッグ
幻覚作用を期待するもので視覚や聴覚等に作用し、感覚の変化、神経過敏などを期待して使用するもの。
規制薬物では大麻、LSD などがあり、現在、麻薬となったマジックマッシュルームもここに分類されます。

しかし、幻覚を目的としたもので興奮作用も持つもの（LSD等）もあり、また、使用量や身体状況により現れる作用が変化する場合があるため、同じ成分でも同様の作用が見られるとは限りません。使用形態は経口摂取するものが多く、錠剤やカプセル剤等の固形剤、ドリンク剤や添加溶液等の液体があります。ガス体や気化するものではシンナーのように吸入するものや、たばこやお香のように吸うもの、また、クリームのように塗るものなど様々です。

4. 最近の薬物乱用の特徴としては、有機溶剤の乱用はかなりの減少傾向、覚醒剤についてはこれが一番多いのですが、最近では取り締まりの効果もあり、頭打ち傾向が見られます。



大麻については、国によって規制が異なることもあってか、確実な浸透を見せており、危険ドラッグの登場と医薬品（指定薬物等）の乱用にからみ、ハードドラッグからソフトドラッグへ、そして捕まらない（？）薬物へと拡大する傾向が見られます。

5. 当然のことですが、どの国においても、麻薬・薬物の持ち込みは厳重に監視されており、違反者に対しては厳罰を処す方針を採っています。

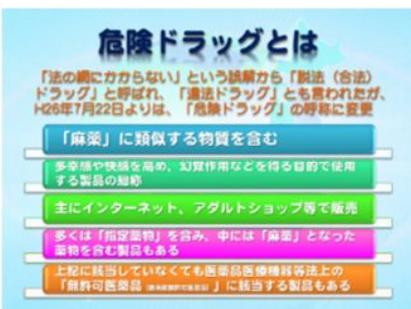


日本では、麻薬5法で規制される麻薬・大麻・あへん・覚醒剤・向精神薬。毒物及び劇物取締法で規制されるシンナー・トルエンといった薬物があります。

そして、「医薬品・医療機器等法（旧薬事法）」で規定される「指定薬物」についての規制についてですが、これについて正しい知識を持つ方は少ないのではと思います。

日本の刑法と罰則等については画面のようになります。海外の状況について、日本と諸外国の違いは画面の通りですが、違反者が摘発された場合、拘留後結果が出るまで長期間かかる上、国によっては一定量以上の違法薬物の所持・運搬等における刑罰の最高刑が死刑となっているなど、日本での刑罰に比べ、重い刑罰を科す国が多くあり、最悪の結果も覚悟する必要があり注意が必要といえます。

6. さて、「危険ドラッグ」とは、「麻薬」に類似する物質を含み、多幸感や快感を高め、幻覚作用などを得る目的で使用される製品の総称で、主にインターネット、アダルトショップで販売されていますが、「危険ドラッグ」の多くは医薬品医療機器等法上「指定薬物」を含み、なかには「麻薬」を含むものもあります。

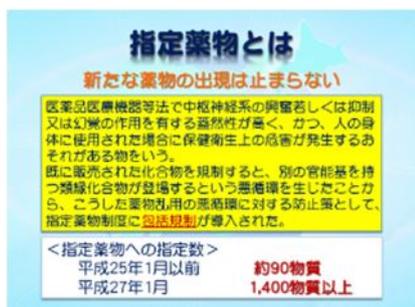


また、これらを含んでいなくても、その作用から「無許可医薬品（無承認無許可医薬品）」に該当するとされています。

以前には、「法の網にかからない」という誤解から「脱法（合法）ドラッグ」と呼ばれ、その後、「違法ドラッグ」とも言われましたが、深刻な事件、事故が相次いだこともあって、「規制の有無を問わず、使用することが危ない物質」という意味で「危険ドラ

ッグ」という新呼称に変更され、H26年7月22日より使用することとなりました。

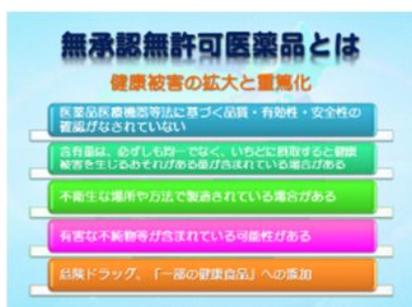
7. さて、「指定薬物」についての説明しておきます。



指定薬物とは医薬品医療機器等法で中枢神経系の興奮若しくは抑制又は幻覚の作用を有する蓋然性が高く、かつ、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがある物といいます。既に販売された化合物を規制すると、別の官能基を持つ類似化合物が登場するという悪循環を生じたことから、こうした薬物乱用の悪循環に対する防止策として、指定薬物制度に「包括規制」が導入されました。

以前には、規制薬物の化学構造式の一部を変更することによって法の規制を逃れたり、「指定薬物」に指定されてもその所持・使用・購入・譲り受けを規制する法律がなかったことなどから、平成25年1月以前に規制されていた「指定薬物」は約90物質でしたが、包括指定が行われたこと等もあり、平成27年1月で1400物質以上（H27年2月現在：1448物質）にまで増加しています。今後とも新たに指定される薬物が増加することは確実で、また、さらなる新たな薬物の出現は止まることはなく増えるものと考えられています。

8. 「無承認無許可医薬品」についても説明します。「無承認無許可医薬品」とは「危険ドラッグ」や



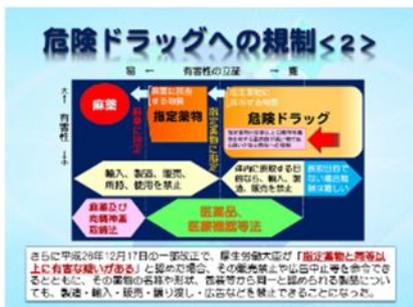
「いわゆる健康食品」に添加された「医薬品医療機器等法」に基づく品質・有効性・安全性の確認がなされていない物質のことを指します。また、こうした物質の含有量は、必ずしも均一でなく、一度に摂取すると健康被害を生じる恐れがあったり、不衛生な場所や方法で製造されたりする恐れもあり、有害な不純物等が含まれている可能性も否定できません。そのため報告されている健康被害については、検出された医薬品成分のみによるものとは限らず、不純物等が関係している可能性もあることに注意する必要があります。

9. さて、麻薬、指定薬物等については、麻薬及び向精神薬取締法、旧薬事法等で規制されていましたが、一部の自治体の条例による指定薬物等への規制に追いつく形で、旧薬事法が医薬品医療機器等法に改正され、H26年4月1日より、「指定薬物」について、医療等の用途に供する場合を除いて、所持・使用・購入・譲り受けが新たに禁止され、これに違反した場合は、3年以下の懲役または300万円以下の罰金か、またはその両方が科せられることになりました。



10. そしてさらに平成26年12月17日の医薬品医療機器等法の一部改正により、厚生労働大臣が「指

定薬物と同等以上に有害な疑いがある」と認めた場合、その販売禁止や広告中止等を命令できるとともに、その薬物の名称や形状、包装等から同一と認められる製品についても、製造・輸入・販売・譲り渡し・広告などを禁止できることになりました。



11. さて危険ドラッグの販売形態ですが、麻薬や覚醒剤によく似た合成薬物を植物片に混ぜたり、水

溶液で溶かして液体にしたり、粉末にしたりしたものがあります。麻薬や覚醒剤の化学構造のほんの一部を変えることで、「麻薬や覚醒剤ではない」とされてきましたが、実は麻薬や覚醒剤と同様の作用をもたらす、非常に危険な成分が含まれており、その上、化学構造を変えたことにより、麻薬や覚醒剤以上に危険になっている場合があるのでより注意が必要です。



画面の危険ドラッグは、

- ①ハーブ系薬物
大麻や麻薬に類似する化学物質等をハーブに付着させたものでお香、ハーブ等として吸引目的で販売
- ②アロマ系薬物
アロマセラピー用と称して、偽って販売するものです。

12. 危険ドラッグの販売形態としては他にも、



- ③植物系薬物
幻覚や興奮作用を示す成分を含む植物の種子、葉等の乾燥品、抽出物や樹脂状などの植物を起源とするもの
- ④試薬系薬物
麻薬や覚醒剤等と化学構造が類似した物質等を実験用化学試薬の名目で販売するもの
- ⑤ビデオクリナー系薬物
亜硝酸エステルを成分として、芳香剤・ビデオクリナー等の名目で販売されるもの
- ⑥飲食物系薬物
主にカプセル、錠剤等の形態でダイエット、アレルギー対策用などと称して販売されるが、実際は幻覚・興奮等を目的とするもの
- ⑦その他
バスソルト等の入浴剤と称して販売されるもの等があります。

1.3. 危険ドラッグに混ぜられている場合もある大麻については、成分である THC による中枢作用が持続的で精神障害を誘発するとされており、法律（大麻取締法）で禁止されています。



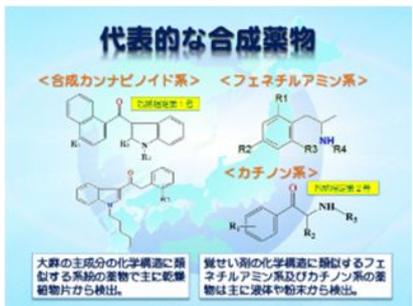
なお、種子についても大麻（マリファナ）栽培免許を所持しない者が発芽させると犯罪となり罰則が科せられます。

1.4. さらに、大麻については世界を見渡すと医療用大麻が合法化されている国も一部にありますが、日本を含め多くの国で非合法とされています。



また、日本人として注意していただきたいのは、国外犯処罰規定といって、平成3年、大麻取締法の改正が行われ、日本国外にて大麻輸出入・栽培・譲渡し・譲受け・所持等の行為を行った者についても、日本の法律による処罰対象と（24条の8）なっていることをしっかり知っておいて下さい。

1.5. 危険ドラッグに含まれる代表的な合成薬物には大きく3つの系統があり、1つは「合成カンナビノイド系」といって、大麻の主成分の化学構造に類似する系統の薬物が使用されたもので、主に乾燥植物片から検出されています。2は「フェネチルアミン系」、3は「カチノン系」と呼ばれるもので、覚醒剤の化学構造に類似し主に液体や粉末から検出されています。



「フェネチルアミン系」についてはリタリンの乱用問題などが記憶に新しいと思います。また、「カチノン系」はアンフェタミン骨格にケト基が付いたもので、脂溶性が低くなるため、血液脳関門を通過しにくくなり、中枢神経作用は落ち、アンフェタミンなどと比べると覚醒効果は低くなりますが、安価に製造できることから費用対効果は大きいとして多く出回ったことから包括指定されました。

「合成カンナビノイド系」については次のスライドで説明します。

1.6. 「合成カンナビノイド系」は大麻成分に似て類似した効果を持ち、大麻より安価に入手でき、スクリーニング検査では検出できなかったり、比較的簡単に構造を変えた薬物を合成できるため、規制対象外の新物質が次々現れる「イタチごっこ」が続いたことから、包括指定の1号となりました。（775-3（麻薬）=772物質）



このような合成カンナビノイドは薬理作用・毒性が不明なものが多く、大麻よりもはるかに危険なものとされています。

17. これは、その吸引によって、1都4県で2週間あまりの内に9名を死亡させた「ハートショット」と呼ばれる製品で、致死率が非常に高い強力な「危険ドラッグ」です。



合成カンナビノイドの1つである5F-ADBを使用したものと言われています。

18. 他にも、植物そのものをドラッグとして身体に摂取するものがあり、その昔「神霊」や「祖先の霊」などと心を通わせる儀式に使われていた歴史を持っています。画面は経口用とスモーク用で区別した植物ドラッグの例です。



19. 幻覚キノコとして規制された例の一つにマジックマッシュルームがあります。

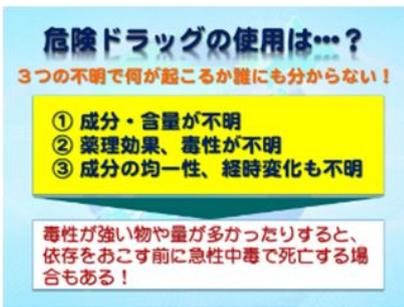


20. こうした危険ドラッグのパッケージには、「人体目的使用禁止」であるとか、「飲用禁止」であるとか「人体等へのご使用は絶対にしないでください」といった表示がされているものが多くあります。



ただ実際に、使用している人は、人体に摂取するものであることを認識して購入しているというのが実態で、販売店もそれを認識しており、医薬品医療機器等法に基づいて薬事監視員、麻薬取締官、警察職員が危険ドラッグを販売している可能性のある店舗へ立ち入った際に、店員に聞いても、「人体に使用しないように説明して販売している」と答えることが多く、人体使用は自己責任と言い訳するケースも多くありました。

2 1. またこうした危険ドラッグは、商品によって含まれる成分や含有量が不明であり、薬理効果・毒性も不明が多く、成分の均一性や経時的な変化も不明なことから、使用した時、何が起るか本当に誰にも予想できません。最悪、毒性が強い物やその量が多かったりした場合には、依存を引き起こす前に急性中毒で死亡することもあります。



2 2. 危険ドラッグにみられる害として、



- ①急性中毒症状
- ②精神依存として薬物探索行動など
- ③身体依存として各薬物に特有な離脱症状（禁断症状）
- ④身体障害の症状
- ⑤薬物中毒による精神障害

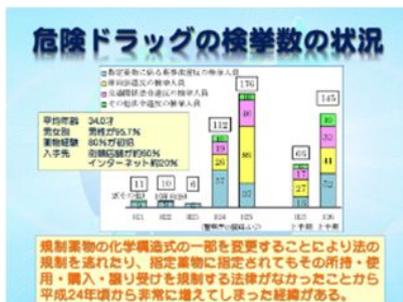
の症状が見られ、そのために「嘔吐が止まらない」、「瞳孔が開き、突然暴れ出す」、「意識が朦朧とした状態となる」「突然服を脱ぎだし、訳の分からないことを叫ぶ」等の症状から、病院に救急搬送される例が急増しています。

これは危険ドラッグに含まれる成分が脳に刺激をもたらし、錯乱等を生み出しているからで、危険ドラッグとして売られているものには、覚せい剤や麻薬に似た中枢神経系の興奮若しくは抑制又は幻覚的作用がある成分が含まれており、使用した場合、幻覚、幻聴、意識消失などの症状や、最悪の場合死亡することもあり、大変危険といえます。統合失調症と似た症状も報告されています。

2 3. 危険ドラッグは商品により含まれる成分・含有量がまちまちといいましたが、そのため含まれる成分の量が少ない場合には陶酔・多幸感が得られたとしても、中程度では異常行動・精神錯乱をおこしたり、毒性が強い物やその量が多い場合には意識障害やカタレプシーをおこし、さらには依存を引き起こす前に急性中毒で死亡することもあります。



2 4. これは警察庁における危険ドラッグ等の検挙状況の表ですが、H24年から急増しているのが分かります。



これは、乱用すると人体に有害とみられる薬物が発見されても、検査・分析などを経て指定薬物として指定されるまでは、規制することが難しく、その間に法の間隙を縫う様に危険ドラッグによる被害が多数発生してしまったことや、また、約6割が街頭店舗で入手、2割がインターネットで入手したとするなど、非常に簡単に手に入れることができたのが原因と考えられます。

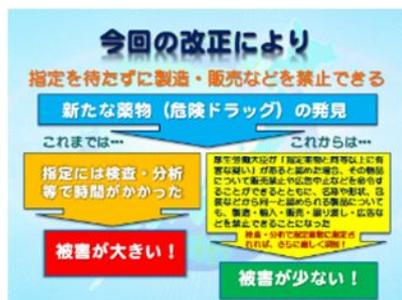
25. こうした状況から先に述べたように、平成26年12月17日、新たに「医薬品・医療機器等法」の一部改正が施行され、さらなる「法規制の強化」と「乱用者への規制拡大」が図られ、指定薬物に加えて、「指定薬物と同等以上に有害な疑い（指定薬物と同等以上に精神毒性を有する蓋然性が高い物）がある薬物」についても規制の対象とされました。



26. この一部改正によって、厚生労働大臣が「指定薬物と同等以上に有害な疑いがある」と認めた場合、その販売禁止や広告中止等を命令できるとともに、その薬物の名称や形状、包装等から同一と認められる製品についても、製造・輸入・販売・譲り渡し・広告などを禁止できるようになりました。



27. そして、新たな危険ドラッグが発見された場合、その製品だけでなく、それと同様の製品についても、指定薬物の指定を待たずに製造・販売などを禁止することができ、その後の検査・分析を経て指定薬物に指定されれば、改めて、さらに厳しく規制されることになりました。



28. 危険ドラッグの取り締まりについては、重大な事件事故が増えたことから、H24年に、厚生労働省が、吸引目的を前提とした、たばこ状のハーブは医薬品とする見解を示したことから、製造販売を禁じる指定薬物か否かを問わず、無許可販売に当たると判断し、脱法ハーブは薬事法に基づく指定薬物ではないが吸引した人が死亡するなどの問題が相次いだこともあり、店舗だけではなく、自販機等についても取り締まりが強化された。



その後、さらに指定薬物制度において「包括規制」が導入されるとともに、H26年4月からは指定薬物の使用所持等が規制されることになりました。

29. 全国の税関には数年前から、指定薬物などが毎週のように国際郵便などでキロ単位で輸入されているのが発見されていましたが、指定薬物は税関当局が没収できる輸入禁制品に指定されていないために、発送先に連絡して廃棄するなどの措置しか取れなかった状況がありました。危険ドラッグの原料の大半は海外からの輸入でまかなわれていることから、抜本的な水際対策の強化が求められており、今、関税法の改正・施行が進められています。



30. また、全国の自治体で危険ドラッグ条例の導入がすすめられています。これは危険ドラッグに対しては素早い対応が必要であること、すなわち、新法により指定薬物と同等以上に精神毒性を有する蓋然性が高い薬物も製造・輸入・販売・授与・陳列・広告等については規制の対象となりましたが、使用・所持についての規制はあいまいさが残り、条例での早くきめ細かい規制が必要との考えからです。また条例で、「知事指定薬物」の販売等の指導・取締りにあたって、警察職員に販売店への立ち入り調査権限を付与するなどの独自性を盛っている所もあります。



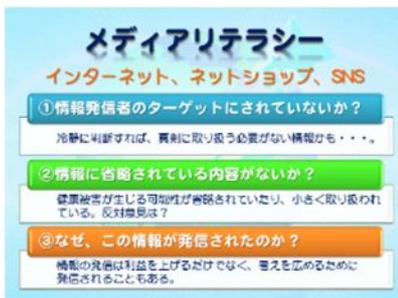
新規薬物がいち早く流通する傾向にある地域では、国の指定に先行して次世代の薬物成分をすばやく特定し、「知事指定薬物」として規制することは、重要な意味を持つといえ、新規成分を含む危険ドラッグ製品が大都市から締め出され、地方市場へと流入する段階では、これを国の「指定薬物」として全国で販売規制するという、2段階の戦法は有効と考えられます。

31. いま、インターネットやネットショップ、SNS等が非常に発達して私達は便利さを享受していますが、その反面、薬物に関しては偽りの情報も多く、正しい情報が伝わりにくい面も見られます。



大麻の種子等も簡単にその販売サイトを見つけることが出来ますが、取り締まりが厳しいため今ではそのほとんどが詐欺サイトで、送金しても種が発送される事はありません。ただ、海外にはマリファナを非犯罪化している国もあるためネットショップも多数ありステルス梱包等で個人輸入するといった人もいますが、無事輸入できたとしても、購入記録等は残るため警察にマークされ取り締まられることとなります。

32. こうした、SNSやネット等の利用について注意してほしいことは、「メディアリテラシー（情報を評価・識別する能力）」の育成です。



ネット社会と言われる現在、危険ドラッグの広がりもインターネット、ネットショップ、SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)等を抜きにしては成り立たなかつたはずで

- ①自分が情報発信者のターゲットにされていないか？
- ②情報に省略されている内容がないか？
- ③なぜ、この情報が発信されたのか？

こうしたことを自ら考え、身につけることで、健康で活力のある生活を送るための基礎を培って欲しいと考えます。

3 3. 最後に、今日お話ししたことから、「危険ドラッグ」については様々な「危険」があることが分かっていただけたと思います。

「一度だけなら」や「危なくないから」というのは、使用者の事故、事件、死亡例が急増していることから「ウソ！」です。

皆さんは、ゼツタイに、

- ①持たない
- ②もらわない
- ③買わない
- ④使わない

の4つを、必ず守っていただけるものと信じています。



3 4. 終わり

